

エネルギー使用量、CO₂排出量、水使用量、および廃棄物排出量の第三者保証

本報告書 P.88、89 に記載した 2022 年度のグローバルエネルギー使用量、グローバル CO₂ 排出量 (Scope1、Scope2)、国内 CO₂ 排出量 (Scope3 カテゴリ1)、グローバル水使用量および国内産業廃棄物排出量については信頼性を確保するためデロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を受けています。今後も環境データの信頼性の向上に努めていきます。

Deloitte.
デロイト トーマツ

独立した第三者保証報告書

2023 年 8 月 22 日

明治ホールディングス株式会社

代表取締役社長 CEO 川村 和夫 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号

代表取締役 **長谷友春**



デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社 (以下「当社」という。)は、明治ホールディングス株式会社 (以下「会社」という。)が作成した「統合報告書 2023」(以下「報告書」という。)に記載されている の付された 2022 年度のグローバルエネルギー使用量、グローバル CO₂ 排出量 (Scope1、Scope2)、国内 CO₂ 排出量 (Scope3 カテゴリ 1)、グローバル水使用量及び国内産業廃棄物排出量 (以下「環境定量情報」という。)について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準 (報告書の環境定量情報に注記) に準拠して環境定量情報を作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第 1 号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、環境定量情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際監査・保証基準審議会)、「国際保証業務基準 3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」(国際監査・保証基準審議会)及び「サステナビリティ情報審査実施指針」(サステナビリティ情報審査協会)に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、責任者への質問、証憑及び関連文書の閲覧を含む手続により、事業所の調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲が狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、環境定量情報が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

グローバルエネルギー使用量、グローバル CO₂ 排出量 (Scope1、Scope2)、グローバル水使用量および国内産業廃棄物排出量の集計対象範囲

明治ホールディングス株式会社、株式会社 明治およびグループ会社 (四国明治株式会社、東海明治株式会社、群馬明治株式会社、栃木明治牛乳株式会社、明治油脂株式会社、道南食品株式会社、明治産業株式会社、明治チューインガム株式会社、東海ナッツ株式会社、日本罐詰株式会社、明治飼糧株式会社、沖繩明治乳業株式会社、明治ロジテック株式会社)、Meiji Seika ファルマ株式会社およびグループ会社 (大蔵製薬株式会社)、KMバイオロジクス株式会社、PT.メイジ・フードインドネシア、廣州明治制菓有限公司、明治製菓食品工業 (上海) 有限公司、明治乳業 (蘇州) 有限公司、明治雪糕 (広州) 有限公司、メイジセイカ・シンガポール、ラグーナ・クッキー、スタウファー・ビスケット、PT.メイジ・インドネシア・ファーマシューティカル・インダストリーズ、タイ・メイジ・ファーマシューティカル、汕頭経済特区明治医薬有限公司、メイジ・ファルマ・スペイン、メドライクリミテッド、アドコック・イングラム
なお、明治ロジテック株式会社については、自社所有の輸送車両に関わる燃料分に限り集計に含めています。
また、国内産業廃棄物排出量については、上記のうち生産拠点のみを集計に含めています。

国内 CO₂ 排出量 (Scope3 カテゴリ1) の集計対象範囲

株式会社 明治およびグループ会社 (四国明治株式会社、東海明治株式会社、群馬明治株式会社、栃木明治牛乳株式会社、明治油脂株式会社、道南食品株式会社、明治チューインガム株式会社、東海ナッツ株式会社、日本罐詰株式会社、沖繩明治乳業株式会社)、Meiji Seika ファルマ株式会社およびグループ会社 (大蔵製薬株式会社)、KMバイオロジクス株式会社の国内生産系事業所において投入する主要原材料、包装用資材 (紙、プラスチック、段ボール、スチール、アルミ、ビン) を対象。